

# 美馬市 (徳島県)

(2005年4月1日現在)

## 1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年3月1日	合併の方式： <b>新設</b> ・編入	
市となるべき要件の特例の適用： <b>有</b> ( <b>人口要件</b> ・市の全域を含む新設合併)・無		
人口 <sup>(1)</sup> ：36,632人(高齢化率 <sup>(2)</sup> ：27.5%)	面積 <sup>(3)</sup> ：367.38k m <sup>2</sup>	
議員数 <sup>(4)</sup> ：57人(法定上限26人)	一般職員数 <sup>(5)</sup> ：512人	
財政力指数 <sup>(6)</sup> ：未算出	経常収支比率 <sup>(7)</sup> ：未算出	
2004年度歳入予算額 <sup>(8)</sup> ：16,269,275千円		
うち、地方税2,513,227千円、地方交付税6,448,000千円		
合併特例債発行予定額13,473百万円/同限度額18,212百万円		
産業構造 <sup>(9)</sup> ：第一次産業13.8%、第二次産業34.3%、第三次産業51.9%		

(出典)(1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
 (4)：合併時の数。(5)：仮算出 (8)：2004年度当初予算額。

## 2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 <sup>(1)</sup>	高齢化率 <sup>(2)</sup>	面積 <sup>(3)</sup>	議員数 <sup>(4)</sup>	一般職員数 <sup>(5)</sup>	財政力指数 <sup>(6)</sup>	経常収支比率 <sup>(7)</sup>
旧脇町	18,376人	25.3%	111.09k m <sup>2</sup>	20人	165人	0.37	95.8%
旧美馬町	9,310人	26.7%	46.44k m <sup>2</sup>	16人	109人	0.25	99.4%
旧穴吹町	7,632人	30.7%	108.88k m <sup>2</sup>	14人	106人	0.21	92.4%
旧木屋平村	1,314人	44.4%	100.97k m <sup>2</sup>	10人	37人	0.08	92.7%

(出典)(1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

## 3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的 &lt; 地方分権推進、 財政状況、 行政改革 &gt;</p> <p>少子高齢化、厳しい財政状況など数々の行政課題への対応をするとともに、特性を活かした活力あるまちづくりを推進するための行財政基盤の強化、行財政運営の効率化などを図るため。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと &lt; 関係市町村間の合意、 住民の理解、 事務事業の調整 &gt;</p> <p>&lt; 最も重視したことの具体的な内容 &gt;</p> <p>重要な課題には、十分時間を掛け協議するとともに、住民アンケート、住民説明会などを通じて住民の意見を聞き理解を求めること。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等 &lt; 首長、 議会・議員 &gt;</p> <p>&lt; 合併推進の具体的な活動 &gt;</p> <p>広報誌やホームページにより積極的に広報啓発を行うとともに住民説明会なども開催した。また、議会においても市町村合併に関する特別委員会を設置し審議を重ねた。</p>

#### 4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
美馬郡内すべての町村による合併検討協議会の設置（任意） 2001年10月設置、2002年9月解散	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
美馬郡内すべての町村による合併検討協議会の設置（任意） 2001年10月設置、2002年9月解散	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
郡の構成市町村の一部、一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、広域市町村圏の構成市町村の一部、生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2001年10月、美馬郡合併検討協議会の設置（任意）	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2001年10月10日～2002年9月30日）	
構成メンバー	首長、助役各1名、総務課長、合併担当課長、合併担当職員 計35名
運営上の工夫	合併に関するアンケート調査を議会議員、職員に実施した。また、行財政シミュレーションを行うなど様々な基礎調査を行った。
(6) 法定協議会（設置期間：2003年2月1日～2005年2月28日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各2名、住民各3名、都道府県職員（地域振興局長） 計29名
運営上の工夫	会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とした
(7) 基本5項目（方式、期日、名称、事務所の位置、財産）	
< 協議を行ううえでの工夫 > 「新市の名称」、「新事務所の位置」については、小委員会を設置し、少人数で集中的に協議。	
< 協議開始および決定の時期 >	
	(方式) (期日) (名称) (位置) (財産)
協議開始：	03年3月 03年4月 03年3月 03年6月 04年2月
合意：	03年3月 04年5月 03年10月 04年2月 04年2月
< 決定に至るまでに最も難航した項目と解決策 >	
小委員会を設置し、時間を掛け、いろいろな角度から協議を重ねた。	新事務所の位置
< 基本項目 「合併の方式」の決定理由 >	
4町村それぞれ対等の立場で協議することを前提としているため。	<input type="checkbox"/> 新設・編入

<p>&lt;基本項目 「合併の期日」の決定理由&gt; <span style="float:right">2005年3月1日合併</span></p> <p>合併特例法の期限内の合併を目指し、事務事業の調整や電算の統合などに必要な期間を加味した結果。</p>				
<p>&lt;基本項目 「新市の名称」の決定手続き・理由&gt; <span style="float:right">公募 <input checked="" type="checkbox"/> ・無</span></p> <p>決定手続：一般公募し、小委員会で絞り込み、協議会で決定。  選定理由：一般公募で一番多かった名称。今までなじみのある名称。</p>				
<p>&lt;基本項目 「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点&gt; <span style="float:right">既存施設 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 新規建設</span></p> <p>合併時には、新たに庁舎を建設しないものとする。効率的行政の確保を図るため、新庁舎については、合併後4年以内に、脇町地区で着工するものとする。なお、場所の選定については、美馬町の意向を尊重し、脇町西部地区とするものとする。  新市の事務所の位置は、美馬郡穴吹町穴吹字九反地5番地（現穴吹町役場）に置くものとする。現庁舎等の利用方式については、分庁方式及び一部総合支所方式を適用するものとする。（新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い）  旧脇町、旧美馬町は条例に定める主たる事務所ではないものの、それに準ずる機能を持つ事務所とした。旧木屋平村は新市の総合支所とした。</p>				
<p>&lt;基本項目 「財産の取扱い」&gt;  （新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産）  正負ともなし</p>				
<p>（8）新市建設計画（計画の対象：全市 or 編入された区域 * 編入合併の市のみ）</p>				
<p>計画の期間：10カ年  理由 合併に係る特例措置が約10年間講じられているため。</p>				
<p>&lt;策定に当たっての工夫&gt;  住民全員（中学生以上）を対象としたアンケートの実施。</p>				
<p>&lt;関係市町村間での調整が難航した項目&gt;  特になし。</p>				
<p>&lt;新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫&gt;  新市の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上及び地域の均衡ある発展を効果的に図ることのできる計画としている。</p>				
<p>&lt;新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容&gt;  新市建設計画の体系にそって、関係町村の基本構想等を盛り込む作業を行った。</p>				
<p>単位：百万円  （ ）は%</p>	<p>合併前  （2002年度）<sup>(1)</sup></p>	<p>財政計画</p>		
		<p>2005年度</p>	<p>2009年度</p>	<p>2014年度</p>
<p>歳入合計</p>	<p>19,780</p>	<p>20,862</p>	<p>18,249</p>	<p>16,809</p>
<p>  地方税</p>	<p>2,771(14.4)</p>	<p>2,763(13.2)</p>	<p>2,752(15.1)</p>	<p>2,738(16.3)</p>
<p>  地方交付税</p>	<p>8,199(41.4)</p>	<p>7,500(36.0)</p>	<p>6,749(37.0)</p>	<p>6,628(39.4)</p>
<p>歳出合計</p>	<p>19,258</p>	<p>20,862</p>	<p>18,249</p>	<p>16,809</p>
<p>  人件費</p>	<p>4,235(22.0)</p>	<p>4,020(19.3)</p>	<p>3,671(20.1)</p>	<p>3,098(18.4)</p>
<p>  （参考：一般職員数）</p>	<p>(417人)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>  公債費</p>	<p>3,106(16.1)</p>	<p>2,924(14.0)</p>	<p>2,988(16.4)</p>	<p>3,294(19.6)</p>
<p>  普通建設事業費</p>	<p>4,097(21.3)</p>	<p>4,994(23.9)</p>	<p>4,114(22.5)</p>	<p>2,707(16.1)</p>

(1)2002年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

( 9 ) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等は行っていない。	
( 10 ) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌等の配布 ( 全 24 号。配布方法：全戸へ配布 )</li> <li>・ 住民説明会の開催 ( 延べ 17 回開催、延べ 500 人参加 )</li> <li>・ H P の開設 ( 2003 年 3 月開設、月 1 回定期更新、アクセス数 60,000 回 )</li> </ul>	
( 11 ) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
実施していない。	
( 12 ) 都道府県からの支援	
県合併協議会活動支援事業補助金、県市町村合併特別交付金、県職員の合併協議会事務局への派遣など。( 県市町村合併支援プランに基づく。)	
( 13 ) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
委託費	31,358 千円
委託内容	事務事業一元化支援、例規策定業務、将来構想及び新市町村建設計画策定業務。

## 5 . 合併の内容

( 1 ) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> ( 定数特例 ( 定数 人 ) ) ・ <input checked="" type="checkbox"/> ( 在任特例 ) ( 在任期間 1 年 7 ヶ月 ) ) ・ 無
その理由	議会の議員が、合併の過渡期である合併時に急速に減少すると、住民の声が届きにくくなるとの不安への対応、また、今まで合併協議を積み重ねてきた現在の議会の議員が、合併後も一定期間、新市のまちづくりの実施状況や予算の審議などに携わることにより、より一層合併の効果をあげることができると考えられることなど。
( 2 ) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> ( 2005 年 7 月 19 日まで特例措置を適用 ) ・ 無
その理由	それぞれの地域の事情に精通した現職の委員が一定期間在任することにより、地域の意見が反映され農地行政が円滑に行われること考えられる。また、全国的な農業委員会の委員の選出が 7 月になっていることなどから。農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に 1 つの農業委員会を置き、4 町村の農業委員会の選挙による委員であったものは、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 1 7 年 7 月 19 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。
( 3 ) 三役	
旧脇町	町長、助役、収入役は退職。
旧美馬町	町長、助役、収入役は退職。

	旧穴吹町	町長、助役、収入役は退職。	
	旧木屋平村	町長、助役、収入役は退職。	
(4) 一般職			
	定員管理	<定数の削減> 財政計画上、合併後 10 年で約 100 名削減予定 <新規採用の抑制> 財政計画上、定年退職者 4 名に対し 1 名の新規採用を予定	
	給与の調整	<従来から同一の給与表を使用しており調整不要>	
	役職の調整	部長、企画監、検査監などの役職を新しく設けた。	
(5) 組織・機構の整備方法(合併と同時に部・課とも完全に統合)			
当面、分庁方式及び一部総合支所方式を採用するため、このような方式にそった組織体制となっている。			
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法			
	旧穴吹町	旧穴吹町の出張所 1ヶ所は引き続き新市の出張所として設置。	
(7) 地域審議会等			
	設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
	その理由	合併後の地理的条件などから、合併により、地域住民と行政との距離が遠くなるとの不安や、地域住民の意見が行政に届きにくくなり、地域の実情に応じた施策の展開が難しくなるのではないかなどの懸念に対応するため。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法			
特になし。			
(9) 上下水道使用料(調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする)			
	上水道料金	水道料金については、当面現行のとおりとし、新市において統一に努めるものとする。	
	下水道料金	使用料については、新市において調整するものとする。	
(10) 上下水道以外の使用料等(調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする)			
	例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整(調整方針：負担の低い方に合わせる)			
	賦課徴収方法	旧脇町 保険税方式 旧美馬町 保険税方式 旧穴吹町 保険税方式 旧木屋平村 保険税方式	保険税方式
	所得割	旧脇町 9% 旧美馬町 10% 旧穴吹町 9% 旧木屋平村 15%	2005 年 4 月 1 日から 9%に統一。
	資産割	旧脇町 70% 旧美馬町 100% 旧穴吹町 80% 旧木屋平村 95%	2005 年 4 月 1 日から 70%に統一。

均等割	旧脇町 25,000 円 旧美馬町 25,000 円 旧穴吹町 28,000 円 旧木屋平村 24,000 円	2005 年 4 月 1 日から 25,000 円に統一。
平等割	旧脇町 28,000 円 旧美馬町 28,000 円 旧穴吹町 26,000 円 旧木屋平村 27,000 円	2005 年 4 月 1 日から 28,000 円に統一。
(12) 介護保険事業 (調整方針: 当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする)		
第 1 号被保険者の月額基準保険料	旧脇町 4,200 円 旧美馬町 3,700 円 旧穴吹町 3,900 円 旧木屋平村 3,680 円	保険料については、合併年度及びこれに続く年度は現行のとおりとする。
(13) 電算システムの取扱い (合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した)		
整備方法	既存の町村のシステムに片寄せする方法を採用。旧システムも合併後はしばらくは平行稼働。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、その内容と理由	地元住民からの要望等のため、脇町 1 番地から脇町 5032 番地については新たに大字を画する。	

## 6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果: 未定	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2005 年度頃)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定(2005 年度頃)
(3) 合併による効果	
< サービスの高度化・多様化 > 住民の多様なニーズに対応した今まで以上に専門的で質の高いサービスを提供できる環境が整う。	
< 行財政の効率化 > 合併によるスケールメリットを活かした経費削減、事務の効率化などの効果が期待できる。	
< 広域的視点に立ったまちづくりと施策展開 > 限られた財源で、総合的、一体的な施策の推進が可能になる。	
(4) 合併による問題点と解決策	
< 役場が遠くなり不便になる > 各分庁舎、総合支所の窓口を充実し、住民に密接した業務のほとんどをそれぞれの総合窓口等で処理できるようにする。	

< 中心部と周辺部の格差が増大する >

中心部と周辺部のそれぞれの特性を活かしたバランスのとれた施策を推進する。

< 各地域の歴史、文化、伝統が失われる >

自治会、民間団体などを中心に地域の活性化を図り、それぞれの地域の歴史、文化、伝統を学び、継承するまちづくりを進める。

( 5 ) 残された課題

行政の透明性を確保するため、情報公開を充実させるとともに、抜本的な行財政改革を早急に推進する必要がある。